前号でのケース1、

すなわ

もあります。その場合は弁護

等を明記することです。

難しく・厄介な 連載マンショントラブル⑤

騒音トラブル』 中

役員が住民の有害行為に直 明した例があります。

した。 改める日本人が少なくなりま がありました。このように他 た事件(愛知・||宮 h16.6.24.) 人に指摘された過ちを素直に が必要です。ゴミ出しの注意 接注意することは細心の注意 で理事長が刺されて亡くなっ

第三者による調停

例を紹介し、それらを伝えて あげることです。 方の言い分を充分に聞き、 員は避ける)にお願いし、 社のベテランフロント(管理 ることです。例えば、管理会 決しますが、すでにこじれて てください。それで大抵は解 い当事者同士を会わせてあげ 介入せず第三者に調停依頼す ち上下・左右の住民同士・専 しまって修復が難しいケース 有部分での騒音トラブルには その上でタイミングを計ら 双 なりません。 題に積極的に対応しなけれ 手をこまねいているような問 あるサービスや役員が困惑し

になれば幸いです 「騒音」の実践的対策編三大住民トラブルの一つ です。役員さん方の参考

よう。 思っていたのが相当こじれた 士を紹介してあげることでし 後に斜め上階であることが判 を確認することです。 大事なことは、騒音の出! 上階と

上させねば生きていけませ 理会社は顧客満足度のレベル ことでしょう。これからの管 は管理組合にとって想定外で を感謝から感激・感動まで向 補助を行うよう指示している 針を打ち出し、しっかりした 管理会社もその線に沿った方 性を指摘しています。恐らく コミュニティの形成」の重要 は、「住民間および地域間の るかです。標準管理規約で 会社が積極的に対応してくれ ん。そのためには、 問題はこうした処理を管理 管理会社

明確に規定しておく 管理規約等で

当該行為が抽象的な有害行為 規定すべきです。 いう誓約書の提出を義務付け に際してそれらを遵守すると はそのようにしており、 くことです。多くの管理組合 とを住民の有害行為として管 でなく管理規約違反行為と捉 ない場合は、次の様な条項を ています。まだ規定されてい 理規約等で明確に規定してお により周辺に迷惑を及ぼすこ 具体的に規定することで、 つぎに大事なことは、 騒音

用に関する禁止事項) を設けそのなかに 有部分及び専用使用部分の使 おくことです。 つまり、規定・規則に の条項 (専

○楽器の演奏、こどもの駆け ○体育用具等重量物を室内に まわり、 投てき、落下させること こと 隣室や階下に迷惑をかけ を著しく上げること 高歌放吟等により

えることができるようにして はありません。 「騒音を出さないように_

組合の当然なすべき役割と心 という一般的な掲示や有害行 得てください。 生活空間のための啓蒙活動 的にアピールする等、 をマンション内広報紙で定期 為として禁止されている事項 安寧な

○音響装置・テレビ等の音量

理事

舟本

統

ないのは、有害行為は管理組 ここで考慮しなければなら した

決がされれば、規約に従い、 がって、総会または部会の議 同の利益に反するもの」と限 わらず改善されない場合は、 は警告を行います。にもかか 是正の口頭勧告・指示もしく 決を得る必要があります。 定されていることです。 合の性格上「区分所有者の共 公開文書による勧告、 への提訴と進むことになりま 裁判所

いでよいか」といえばそうで ルに「管理組合はなにもしな ていない住民間の騒音トラブ それでは他に影響を及ぼし

社団法人 高層住宅管理業協会 正会員

E

東京都千代田区神田須田町1-7 03-3252-7367

FAX番号 03-3255-2287